

見直しについていただいたご質問の概要と区の考え方

	質問	回答
1	移動支援サービス実績記録簿の利用者確認の氏名は、パソコンで事業者が入力でもよいですか。	利用者確認の氏名をパソコンで入力してもよいですが、事業者がサービス提供をしたことを区が確認するためのものですので、利用者・親族等に、押印もしくは署名いただくことが必須となります。
2	移動支援サービス実績記録簿について、利用者がグループホームに入居中のため、利用者も親族も署名できない場合、代筆は可能か。	本人もしくは親族いずれも署名できない場合は、グループホームの世話人など、普段本人を介護している方による署名の代筆も可能です。
3	グループ支援について、ガイドヘルパーが最低2人は必要ということは、ヘルパー1人で利用者2人の支援はできないということか。	お見込みのとおりです。
4	重度区分が、重度Ⅰと重度Ⅱの2区分に変更となったとあるのですが、更新時期ではない人は、現在の情報で区のほうで組み替えをしたということですか。	更新時期でない方については、現在提出いただいている申請書の本人の現況確認欄に基づき、暫定的に区の方で区分を決定しています。今回の見直しに伴い、要綱を改正し、区分についても新しい基準となっています。ご不明な点は、遠慮なく区の方にお問い合わせください。
5	今まではてんかんや高次脳機能障害の人の利用希望に対し、診断書等の証明書類を求められたが、そのことについても柔軟な対応となるのか。	個別の症状等について客観的な判断が必要なため、原則診断書等の提出が必要となります。ただし、他サービスを受給している場合など省略できる場合もありますので、ご相談ください。
6	通所に関して、さらなる充実をお願いしたい。	通所施設の送迎は、移動支援事業の利用を含め様々な課題があると認識していますので、ご意見として今後の参考にさせていただきます。